

白ゆり会のご案内

日頃、皆様方には、ひとかたならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。

おかげさまで、セレモール花廣(株式会社 花廣)は、創業120年を迎えることが出来ました。これもひとえにみなさま方のあたたかいご支援、ご厚情の賜物と厚く御礼、感謝申し上げます。

近年、時代の流れでもありますが、「故人のご意向」と「ご遺族の皆様の思い」に合わせ、これまでの形式にはとらわれず「自分らしい葬儀」や「特別なご葬儀」を希望される方々が、増えてきております。

そのかたちとして「ご葬儀の生前予約」や「生前相談」なども増え、ご自身の人生の最期となる「締めくくりの儀式」として、それを後世に引き継ぐ世代のご子息様、ご息女様など親族の皆様のためにも「具体的なかたち」として、準備をしておきたいとの「ご要望」や「ご依頼」を承っております。

地元「茨木」にて市民の皆様とともに、より佳い「ご葬儀」を想像したいとの思いから、ここに茨木市民の皆様を中心に「白ゆり会」をはじめたくさんのみなさまにご利用いただいております。「白ゆり会」では、多くの皆様にとって有意義でより佳い「人生の礎(いしずえ)」としてご活用いただける様、ご検討いただきたく存じます。

株式会社 花廣(内 - 白ゆり会 事務局) 一同

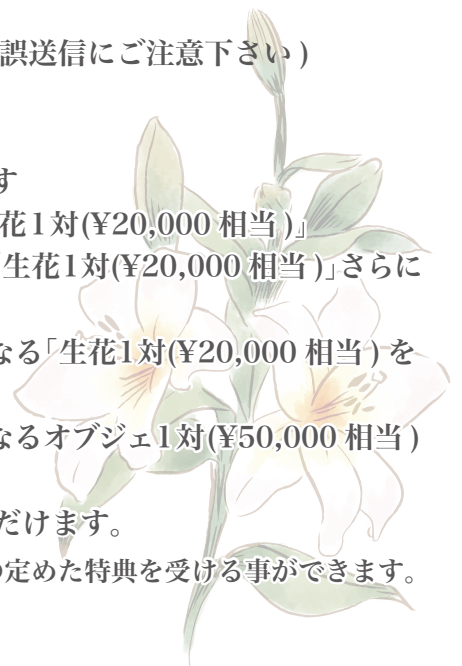
【白ゆり会 - ご入会手続きに関して】

- ・ご入会に際し、入会金はいただいておりません(入会金 無料)
- ・別紙「入会申込書」に、ご本人様と同意者の氏名、ご住所、ご連絡先をご記入の上、ご捺印いただきまして事務局へご郵送またはFAXにて、送付をお願い致します。
※郵送の場合、申込書と封筒にてご送付下さい。
※FAX送付の場合は072-622-8691に送付をお願い致します(誤送信にご注意下さい)

【白ゆり会 - 会員特典】

- ・寝台車をご希望の場合、30km以内は無料にてご利用いただけます
- ・市営葬儀をご利用の会員様は「親族一同」名で、本会規定になる「生花1対(¥20,000相当)」
- ・茨木市立斎場ご利用の会員様は「親族一同」名で、本会規定になる「生花1対(¥20,000相当)」さらに「筒花1対」(¥8,000)を無料にてご用意させていただきます。
- ・セレモール花廣をご利用の会員様は「親族一同」名で、本会規定になる「生花1対(¥20,000相当)」を「筒花1対(¥8,000)」初七日室の「生花1対」をご用意。
- ・セレモール花廣 第1・2式場をご利用の会員様に限り、本会規定になるオブジェ1対(¥50,000相当)を無料にてご用意させていただきます。
- ・霊安室の1泊分(¥30,000相当)のご利用も無料にてご利用いただけます。

※入会手続き完了した当日以降、当社に葬儀の申込みされた時点で、本会の定めた特典を受ける事ができます。
※会員特典に掲示している金額は税抜きとなります。



【白ゆり会 - 会員規約】

第一条 (目的)

- ・白ゆり会(以下「本会」とする)は、会員及び会員の第二親等以内の親族(以下「会員等」とする)をいう
- ・ご葬儀の事前相談、ご葬儀費用の事前準備、ご葬儀の施行、ご葬儀後の相談等に関する各種サービスを通じて会員等の利便を図り、その精神的、経済的なご負担を軽減することを目的とする。

第二条 (会員資格)

- ・本会に入会できる者は原則として、満20歳以上で、株式会社 花廣(以下「当社」とする)の葬儀施行エリア内に居住する者とする。
- ・会員の二等親以内の親族は、会員が会員証書を提示することにより会員同様の特典を受けることができる。
- ・会員資格は会員本人に一身専属的に帰属するものとし、他社への譲渡(相続を含む)及び名義変更は認めない。

第三条 (入会手続)

- ・本会への入会を希望する者は所定の申込書に同意者ともども必要事項を記入し、署名捺印の上、本会事務局まで提出するものとする。
- ・同意書は配偶者、ならびに知人でも良いものとする。
- ・当社は入会申込書に基づき審査を行ない、入会を認めた場合には本会の会員であることを証する「会員証書」を交付する。
- ・入会申込書に記入した内容に虚偽の記載があった場合には入会を認めない。
- ・互助会関係の積立は一切、利用できないものとする。

第四条 (会員の特典)

- ・寝台車をご希望の場合、30km以内は無料にてご利用いただけます
 - ・市営葬儀をご利用の会員様は「親族一同」名で、本会規定になる「生花1対(¥20,000相当)」
 - ・茨木市立斎場ご利用の会員様は「親族一同」名で、本会規定になる「生花1対(¥20,000相当)」さらに「筒花1対」(¥8,000)を無料にてご用意させていただきます。
 - ・セレモール花廣をご利用の会員様は「親族一同」名で、本会規定になる「生花1対(¥20,000相当)」を「筒花1対(¥8,000)」初七日室の「生花1対」をご用意。
 - ・セレモール花廣 第1・2式場をご利用の会員様に限り、本会規定になるオブジェ1対(¥50,000相当)を無料にてご用意させていただきます。
 - ・霊安室の1泊分(¥30,000相当)のご利用も無料にてご利用いただけます。
- ※入会手続き完了した当日以降、当社に葬儀の申込みされた時点で、本会の定めた特典を受ける事ができます。
※会員特典に掲示している金額は税抜きとなります。

第五条 (会員資格の喪失)

- ・会員は以下の場合に会員資格を喪失する。
 - 1 - 会員及び会員の二親等以内の親族が当社エリア外において葬儀を企画、施行した時。
※但し、当社施行エリアは茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、箕面市とする。
 - 2 - 会員本人が死亡した時(但し、会員本人は本会が定めた特典を受けることができる)
 - 3 - 当社において会員等の言動等が本会々員にふさわしくないと認め、資格喪失を通知した時
- ・会員資格を失った時には、当社に対し直ちに会員証書を返却しなければならない。

第六条 (入会金等)

- ・本会への入会に際し、入会金は無料である。
- ・入会後の月会費、年会費なども無料である。

第七条 (変更事項の届け出)

- ・入会申込書に記載した届出氏名、住所等に変更が生じた時には、速やかに本会事務局に変更内容を届出るものとする。
- ・前項の届出がなかった場合は第四条の会員特典が受けられないことがある。

第八条 (会員証書の再発行)

- ・会員証書を盗難、紛失、あるいは破損した時は、再発行を受けることができる。但し、扮した会員証を発見した時には速やかに旧会員証書を返却しなければならない。

第九条 (会員の特典が受けられない場合)

- ・当社以外の他業者に葬儀を依頼した時。
- ・当社施行エリア外での葬儀を企画、施行した時。
- ・入会に際して、申込書に虚偽の記載をしていたことが判明した時。
- ・葬儀施行の申込の際、会員証書の提示がなかった時。
- ・天変地異等の特異な事情により、葬儀が施工できない状況が生じた時。

第十条 (協議事項)

- ・本規約に定めのない事項、及び疑義が生じた時は、誠実に協議の上、解決するものとする。

第十一条 (お問い合わせ先、相談窓口)

- ・本規約についてのお問い合わせ、及びご相談は下記の通りとする。

〒567-0812 茨木市東宮町7番6号 株式会社 花廣(内 - 白ゆり会 事務局)
電話 072-625-1144(代表) / FAX 072-622-8691

